

県主の職掌の所謂内廷的性格について

新野 直吉

【要約】 県主が古代天皇家の直轄地の領主であり、天皇家の家政機関すなわち内廷の伴造であるとの論があるが、県主領が天皇家直轄領ならば、県制下の大和国家初期段階には、皇室私領のみで国家公領は無いことになり、国県制下の大和国家後期にも、公領は極めて狭小なものとなるので、発達する国家機構や国策を支える国家経費を賄い難くなる。また伴造として内廷的な部に關係しているのは、国造が名代・子代の部の伴造である例の多いのに比べ特徴的ではあるが、これも必ずしも直轄領々主であることに由来するとは限らない。

私は、県主が彼らの県の中に置かれた直轄領邑の長たる稱置の任に就くことで、直轄領管理に当つたものと考え、また内廷關係の伴造となつたのも、国造よりも早い時期に、大和朝廷の地方支配機構に参加し、いわゆる宮内官系伴造に当たる職務を担当して来たという、歴史的事情によるものと考えられる。

史料 五一卷三号 一九六八年五月

はじめに

県主の職掌は、祭礼・伴造・采女・軍事・貢納・接待など諸般に亘つたらしいが、国造の場合に比べあまり顯著な史料は無い。

先年この辺のことについて一応言及したことはあるが、紙数の關係などもあって、表面を撫でたような叙述になるという限界があった。そのために、その伴造的性格などを追求すれば、「もっと

精彩に富む」県主論になり得たであらうと、佐伯有清氏から助言的書評を得た程であつた。その後にも新井喜久夫氏の全く同趣旨の批言があつた(『日本歴史』二〇九、『史学雑誌』七五の五)。

その際佐伯氏は、具体的な問題提示として、「井上光貞氏が『カモ県主の研究』で、県主を大和政権の内廷に直結する伴造的なものに位置づけて、朝廷の直轄領である県から王の家政に必要な物資と労働を提供する仲介者と考えられた」ことを挙げられ、此処

について当然表明すべき、私の見解を求められたのであった。思うに、佐伯氏が、此の井上説を「県および県主について示唆に富む」「新説」であると表現された通り、該論文は誠に価値高き論であるが、実は外ならぬ佐伯氏自身の「ヤタガラス伝説と鴨氏」(『新撰姓氏録の研究』研究篇附屬)が、それに先行する性格を持つ論文であり、更には、近年の直木孝次郎氏の「県主と古代の天皇」(『日本古代の氏族と天皇』Ⅱの五)もそれに後行する価値ある論文であると言ふことができるのである。

このように一連の注目すべき研究が存在する以上、その「伴造」としての在り方を中心とする県主の職掌について、いわゆる内廷的性格などをめぐる見究めを行い、佐伯氏等の問いかけにも答え得たならばと念じながら、いま一つ私見を明確にしたいと考えるものである。

一、諸説の概要

佐伯氏の説は、県主氏族である鴨氏が負名氏であることに注目し、その系譜などを詳さに検討した結果、従来は部分的断片的に視線を浴びていたにすぎぬ問題の、令制下において鴨氏が車持・子部・笠取・日置氏ら他の負名氏とならんで、主殿寮と主水司とに關係したことを体系的に究明され、これは令制下の殿部・水部

の職掌がまだ混合していた時代から、鴨(賀茂)氏がこの職務を負っていたことによるものであり、その初任の時期は、鴨氏系図が「大山下久治良」の譜に記しているように、「小治田朝」あたりの六世紀後半が当たっているかもしれないとして、大化以前の氏姓時代からこの氏がかかる職務を負っていたことを論証されたのである。

そして、それに附随して、鴨氏の八咫鳥伝説の形成は比較的新しく、八咫鳥神社置祭の八世紀初めからあまりさかのぼらぬ時期であろうことを述べられ、更には、考証力のすぐれた伴信友のような学者までが、鴨県主と鴨の真髮部とを混同し、真髮部が改賜姓した宝龜年間まで「賀茂県主」の氏姓は無く、この時はじめて此の氏姓が起ったものと考えていたような、一部学説の誤りを指摘して、従前から鴨神社の神主であった鴨県主家と、県主よりは一段下で同神社の禰宜であった鴨真髮部家とは、それぞれ相並んで山背国愛宕郡に居住したものであることを明らかにされた。

次の井上博士の論(該論は『日本古代國家の研究』にも収められるが、『日本古代史論集』所収のものが行文が詳しいので、それによる)は、鴨神社の神職家の系図について検討し、ことに下鴨神社の社家系図を中心に研究した上で、上鴨神社の社家系図をも勘案して、詳細な文献学的史料批判を行ない、伝来の下鴨系図で奈良時代に当

る世代の系譜の原史料となったものは、延暦初年から十六年までの間において成立したものであることを論定されたのである。思うに、この論の大概は、誤ないものと判断されるのであり、博士はこの結論を前提とした上で「カモ県主」についての史的的研究を展開されるのであるが、その大概は次のようなものである。

まず、文武朝頃から既に地方の強大社になっていて、天平期まで国史上をにぎわしていたカモ神社が、今の上賀茂だけだった当初の姿から、天平末と天平勝宝二年の間に、従来一分社にすぎなかった藁倉里所在の三身社が下鴨神社として独立して行った過程を、両社の封戸や神職の居住地から立証しながら、カモ神社の神官であったカモ県主氏族が、両社に奉仕するそれぞれの家として分岐して行ったことをのべ、佐伯氏の注目した久治良が大化当時カモの祝で、その時代に初めて封戸を賜ったものであるとして、彼に大きな史的評価を附与した。

次に、下鴨系図の譜によって、奉斎氏族の族長から選ばれるものと仮定できる神官職について、その継承法を検討した結果、一つの戸の嫡々相承ではないことを明らかにし、これは奈良朝地方豪族の族長権相統の一般の形態の例であるとして、既に阿部武彦教授の提唱していた地方族長継承法論に強力な支柱を加えられた。

神宮の斎宮とならぶ女性奉斎者の賀茂斎院の原初的形態として、

久治良の時の淨刀自女以来斎祝子なる女性神官の存在した問題をとらあげ、カモ社の行政や経済は男性神官たる祝や禰宜の職務であったが、宗教的儀式にはその女性神官が中心存在として位置したことを論じ、大化改新後の国造(律令国造・新国造)には往々にして女性国造のある事実が、往古国造族の持っていた地方族長権の中の祭祀権に女性が大きな力を持っていた事実の反映であるとし、また後期古墳に女性が単独で或いは男性に伴なうシャーマンとして葬られている事実、壬申乱の際の大和の高市郡大領高市県主許梅は女性らしい事実などと関連せしめて、これは邪馬台の卑弥呼統治時代の史料に典型が伝えられているように、行政的男君と宗教的女君との二重王権があったという事情が、大化前代の地方においてかなり一般的のものである故、律令制以前の地方族長が強固な家父長権をもっていたという通念的想定は疑わしいという指摘をされた。

そして次に、カモ県主と本稿でも当面の問題として面にかかわる律令官司制とについて論をすすめる、先ず第一には、佐伯氏が注目された件のカモ県主は葛野主殿県主という主殿の負名氏であったことをとりあげ、山城盆地一帯の地名であった葛野が、本来の県主名として妥当なもので、カモ県主というのは後にカモ社の神官としての性格をつよめたことによる名称であることを論定

された上で、この県主が令制主殿寮に関係していたのは、大化以前この県主が世襲的伴造であったことの遺制であることを強調、先に佐伯氏が論究された主殿寮における殿部負名五氏の職掌分担に関して、鴨氏が湯沐・燈燭・炭燎などの部面を日置氏と共に担当していたとされた点について、更に検討を加えて、燈燭は日置氏の任であるから、「松葉（薪）と炭燎（庭火）」とが鴨氏の任であったという見方を明らかにされ、「鴨氏こそ、薪炭の供給をその世襲の職として、主殿寮に仕えていたことになるであろう」と論じ、カモ県主の居地の周辺に薪炭供給のための主殿寮領が散在し、カモ社領と隣接していたことをその証左の一つとしてかかげられたのである。そしてここで博士は、

司祭的土豪たるカモ県主の、かかる宗教的・経済的土地支配は、古代オリエントのいわゆる「神殿領」に比すべきものであった。他面、県主はもと／＼朝廷の直轄地の首長でもあるから、かれらは、その直轄地から一定の貢納をおこなっていたであろう。就中カモ県主は右記のように名負氏として薪炭の供給にあずかっていたのであって、山地からの、薪炭の供給がその主なものであり、県主自身が責任をおび、一族中のトモが供給の実務に預ったであろう。そして、かれらの供給する薪炭は、直轄地の収益として当然、大王の家政につながり、大化前代の諸官司——それは大部分、この種の家政機関、即ち内廷であった——の中の、主殿寮の前身に直屬していたであろう。大化にいたっ

て県主制が廃止されると、直轄領は解体されたが、屯倉の中でも天皇供御の屯田だけは残されたように、県の中の山林の一部は主殿寮にそのまゝとどまったものと考えられる。県主が廃されると、カモの県主は直轄領の長としての資格と権限を失ったが、守旧的な大王の家政機関の機構は容易に解体しなかったので、依然、県主の一族から殿部がでて、主殿寮の薪炭の供給に預ったのである。

という、大化以前の鴨県主の伴造としての役割に関する重大な論説を展開されたのである。

次に鴨氏が主水司の水部の負名氏であった点については、延喜式所載の十二所の氷室のうち七所が地域的にもカモ県主と密接な関係を持つことをあげて、「広く旧葛野一帯を支配していたカモ県主は、その山地から薪炭を供給する一方、氷室の水を宮廷に貢するならいであって、改新後、カモ県主が葛野の支配を失って後も、これらの氷室はそのまま令制の主水司領として残ったのである。そしてカモ県主は神官家となっても、一族を伴部として主水司に送る習慣が、そのまま令制にも存続したのである」と結論された後、論文全体の「むすび」の中でこの伴造制に関連して、

カモ県主の族長は、カモ社の盛大化によって、その神官家に発展するとともに、律令制の導入による地方制度の大変革によって、地方官としての権限を全く失い、その支配する県の直轄領としての性格は一掃された。従って國家がこの県に対して有していた領主権は失われ、

カモ県主の支配はただ神社周辺の社地に限られた。しかし山林・氷室などの特殊な地帯に対する領主権は、大化前の内廷の諸官司を改編した宮内省の諸官司、即ち主殿寮・主水司の二つの間にとゞめられたであろう。又、カモ県主氏は今やカモ社の神官家であつて朝廷の官制と全くかゝわりのないものとなつたが、伴造制の撤廃の後も、その下部構造は令制官司にとゞめられた一般の風潮のもとに、県主の一族がトモとして新炭や氷を内廷官司に貢上する旧制が律令時代にもひきつがれ、殿部・水部を主殿寮と主水司とにだす伴部制がおこつたのである。

という、県主族にかかわる伴造制から伴部制への推移についての一実証例たるカモ県主の歴史を説明されると共に、「同じく畿内に存在する諸県は、その貢納の内容は様々であつても、カモ県主氏の場合に似た国家との構造的聯関をもつた、と考えられないであろうか。」という一般論への見通しを述べられたのである。

最後に直木氏の論は、先行する佐伯・井上兩論文を高く評価したのちに、主として井上説を踏み台とした上で、鴨氏の系図の久治良以下の譜に見える主水司などに出て仕えたということは、国造家の子弟が舎人や兵衛として朝廷に仕え、のち帰郷して国造・郡司などの職につく例と同じように、県主家の子弟が若い時朝廷に出仕し老成して帰郷家職をつぐという慣例のあつたことを想定させるとし、それが県主と朝廷との關係として奈良時代に實際に行われていた慣行で、天武朝頃までに成立していたものであろう

とのべ、佐伯氏の推古朝頃成立説に軽い批判を加えた後、このよ
うな県主層の内廷出仕は単にカモ県主だけのことではないとして、
猛田県主(菟田主水部)、三野県主(主殿寮頭)、高市・葛木・十市・
志貴・山辺・曾布の諸県主(内膳司膳部)、吉備の諸県主始祖(膳夫)
などの諸史料の存在することに立脚し、

県主は単に天皇の直領地の管理者というだけの關係で皇室につながつていたのではなく、天皇の飲料水や氷、あるいは食料など、いわゆる供御にたずさわる下級官人として、その内廷に仕えていたと考えられるのである。主殿寮殿部に負名氏として仕えるようになったのも、か
しわで(膳夫)もひとり(水取・主水)として仕えたのはじまるの
ではなからうか。

という、大化前代における県主出仕説を一段と強く前面に押し出しつけ加えられたのである。しかし氏は、

たゞし、大和を中心として西日本にひろく分布する県のすべてが、皇室とこのような關係を結んでいたかどうかは疑問で、……畿内を主とし、西はせいぜい吉備あたりを限度とするのではないかと思う。また、
県主の制は、その盛行の時期が大化以前にあつたと考えられるから、
鴨県主の場合は別として、一般的には天武朝までそうした制度が残っていたかどうか疑わしいともいえる。しかし、……大和の県主家では
大化前代の制度が遺制として天武ごろまで残っていたとみてよからう。
という附言も忘れられなかつたのである。

さてこれらの諸先説を前提とし、県主及び県主族の職能・職掌

について考察し、その伴造としての性格を論じ、関連して、諸説で問題の直轄領々主性について管見を述べたい。

二、 県主・県主族の伴造性

県主が伴造としての職掌性を持っていることについては、既に述べた処でもあるし、右にあげた諸先学の説も力をこめて論究された処である。すなわち神武二年紀の、誰でもが指摘する

弟猶に猛田邑を給ひ、困りて猛田県主と為しき、こは菟田の主水部が遠祖也。

八咫鳥も賞の例に入る。その苗裔は葛野主殿県主部なり。

などの史料によっても直ぐ知ることができる。外にも県主関係の史料で容易に目につく関連のありそうなものをあげてみると、

- ① 茅渚県陶邑に大田々根子を得て貢る。……大田々根子を大物主大神を祭る主と為す。(崇神七年紀)
- ② 岡県主の祖熊罴、天皇の車駕を聞きて、……周芳の沙塵の浦に参迎へて、魚塩の地を献りき。
- ③ 伊弉県主の祖、五十跡手、天皇の行を聞きて、……穴門の引島に参迎へて(物を)献りき。(以前仲哀八年紀)
- ④ 三野県主小根……「奴県主小根、星川皇子に事りしは信なり……」(清寧即位前紀)
- ⑤ 宍伎県主の先祖押見宿禰、祠に侍りき。
- ⑥ 対馬の下県主、祠に侍りき。(以前顕宗三年紀)

⑦ 県主飯粒……地を奉献る。すべて肆拾町なり。(安閑元年紀)

⑧ 高市郡大領高市県主許禰、……御陵を祭り拜がみ、馬及び兵器を奉り、また幣を捧げ、高市・身狭の二つの社の神を礼ひ祭りき。(天武元年紀)

元年紀)

⑨ (佐嘉)の県主等の祖大荒田占間ひ、神を祭る。(肥前国風土記)

⑩ 怡土県主等が祖、五十跡手、穴門の引嶋に参迎へて献りき。(筑前国風土記逸文)

⑪ 伊勢国飯高郡采女正八位下飯高君筭目の親族県造等に皆飯高君の姓を賜ふ。(天平十四年紀)

⑫ 大和国添下郡の人左大舍人大初位下県主石前に添県主と賜姓。(天平神護元年紀)

⑬ 山背国愛宕郡の人、正六位上鴨禰宜真髮部津守等一十人に加茂県主と賜姓。(宝龜十一年紀)

⑭ 清麻呂之先垂仁天皇皇子鐔石別命より出づ。三世の孫、弟彥王、神功皇后に従ひ、……軍に従へる功を以て、藤原県に封ぜらる。(延暦十八年紀)

⑮ 右京の人勘解由主典正六位上県主前利連氏益に、県連と賜姓。(承和八年紀)

⑯ 木工権少允志紀県主貞成。(貞觀二年紀)

⑰ 河内国志紀郡人外従五位下行木工助兼右大臣家令志紀県主貞成、……等三人に宿禰と賜姓。(貞觀四年紀)

⑱ 斎宮助正六位上藤原朝臣豊本、史生従八位上県造富世の殺す処と為る。(貞觀九年紀)

などがある。ところでこれらの史料のうち、猛田県主・葛田主水部・葛野(鴨)県主・主殿などと同種の意味を持ち得る史料は、前代からの職掌によって令制下の木工寮の役人に移行したものとと思われる⑩⑪に見える志紀県主だけであつて、他は、④⑩⑫などの一般的な舍人采女などの類の出仕であつたり、或いは①⑤⑥⑧⑨⑬⑭の様に、既に指摘されて久しい彼らの祭祀的性格を示したりするものに外ならないのである。そしてこれらの職掌は単に県主に限らず国造でも見られるところであり、就中舍人や采女はとりわけ国造に一般的職能であるから、県主たちにみられる史料の示す内容のあり方は、やはり同じ地方豪族の国造たちの場合にも見られる史料現象であつて、むしろ地方豪族の共通に持つものといふべく、特別に県主にだけ限られるものではない。通常顕著なその特徴とされている祭祀的關係史料さえも、少し極言的に言えば、すべての地方豪族に見られるもので、程度の差でしかないとも言えるのである。

ただ②③⑦⑧⑩などの史料は、相互にあい重つて同一のことを言っている場合もあるけれども、夙に井上博士が指摘して居られる「国造制の成立」如く、県主にとくに顯著にあらわれているところである。これは思うに、大和朝廷が全国的に支配態勢を伸ばして行くと、その最初の段階において相接したものが県主で

あつたと、判断する立場を支える有力な材料となるものであろう。しかし、それも⑤や⑥に見える老伎や対島の県主はそのまま国造となること、⑦の県主飯粒と同じ性格のことを凡河内直(国造)味張がその際にやるべきものとされていたこと、⑧の高市県主は国造が一般的に移行したのが通例と見做される郡領になつていること、⑩の藤原(野)県に封ぜられた(県主となつた)和気氏が、律令時代に、他の国造の子孫と同格の備前美作国の律令国造になつてゐることなどから考へて行けば、国造と県主の間に著しい本性の異りを認めなければならないような史料とは見做し難いようである。

要するに、氏姓・律令両古代を通じて、県主及び県主族についての史料で示されるその職掌は、祭祀・伴造・采女・舍人・貢納・接待などであるが、それはあたかも同じ地方豪族の国造及び国造族と本質的に異るというようなものではないということが知られるのである。

然らば大概に於いて同じであつたとしても、国造と県主とについて具体的に史料の語るところでは、如何なる特徴的相異がみられるであろうか。私はここにそれを検討することによつて、中央出仕・伴造的役割などを中心とした県主の対中央關係職掌の、性格規定に関する一試論を行つてみたいと思ふ。

第一に、その祭礼性であるが、これについては、早くは太田亮博士から近くは上田正昭氏まで、県主の持つ主要な性格としてとらえられて来たところであり、最も強くとらえられたのは村尾次郎博士で「諸国のアガタは律令制にも神祇官が太政官から分れて存したように、それぞれ祭神と祭礼集団とからなる行政権外の組織」(『律令制の基調』)とされた。したがってこうした立場から言えば、倭六県の帯びている祭礼料的性格の如きは、県主のもつ中央に対する職能として、最も代表的なものと言うことになる。しかしこれは、最も代表的な祭礼性を持つ鴨県主の如きも、その祭礼性が中央と密着するのは都が平安にうつってからの後世に属することであって、氏姓時代のこととは考えられぬことを考え併せてみても、必ずしも妥当な考えとはいうけとり難いのである。

倭六県のこの性格は、県主の国家的機能としていわば制度的に附与されたというよりは、彼らが本来それぞれ独立した原始小国家の首長であった時の、神権君主的な祭礼性の伝統を、多分に保有したままで大和氏姓国家の朝廷権力構成に参加したことによって形成されたものと考えられるのである。すなわち、県主達はその本貫において、あるいは産土神的に信仰し、あるいは部族神的に奉持した神への祭礼を、自分が朝廷権力の一角に入ることによって朝廷に持ち込む結果となり、ついにはそれが公的な祭礼とな

る場合もあったであろうし、またはその県主たる豪族長たちの信仰が皇室を中核とした朝廷中心勢力によって逆に吸上げられることとなり、遂にはそれが公的な朝廷祭礼の対象となる場合もあったであろう。そして伝統を重んずる神祭りのことであるから、そのような形になった上でも、本来その信仰と祭礼の保有者だった関係県主が、なお直接的な司祭関与者としての立場を持続したろうこともぎわめて自然に推考されることである。

論者の中には倭六県の「御県に坐す神」を天皇家の家門の信仰という場においてとらえる人々もあるけれども、これは祝詞式などを見れば明らかな如く、あたかも宣命が群臣などに告げることと同じ形式で、先ず集待する神主や祝部に宣詞することの後、同然の立場から次々に諸神に宣言し、その中の一つとしての県の諸神が出て来るのであるから、祝詞の文辞中に見える「皇御孫命」は、私的な立場における天皇の立場を指すのではなくて、あくまでも公的な立場の天皇を指すものである。祝詞式にこの祝詞の存すること自体が、神祇官という国家機構内の公的機関の行なう祭礼に外ならないことを示しているのであるから、このようなことは敢えて特に言及してみるまでもないことであろう。もちろん方向を変えて言えば、祝詞式の如きは律令神祇官制度のできて後のことを示すにすぎないとも言えるから、氏姓時代に県の神と天皇家の

私的な結びつきの存在について論及する史料としては意味を持たないとする見方も無いとは限らないであろうが、これも大化の改新の際に、倭六県への遣使が、(一)兵庫を起造して国郡の武器を取聚すること、(二)辺国の蝦夷と境を接する処で兵力を集備すること、(三)倭六県に使者を遣わして戸籍をつくり田畝を校すること、と、まとめて国司に命令された事項である。国司が命令受領者である点からも、併奉される他の二事の性格からも、この中で倭六県云々だけが天皇家の私的な問題領域のことからであるとは考え難いのである。

更にこの六県のうち、葛城(木)県について蘇我大臣が阿曇連・阿倍臣の二人を通じて「封県」として得たいと願出た時の推古天皇の拒否の言葉の中に

大臣の言、夜に言へば夜を明かさず、日に言へば日を晚さず、何の辞か用ゑざらん。然れども今朕の世に當つて、頗に是の県を失はば、後の君の曰はく、愚癡なる婦人、天下に臨みて頗にその県を亡ふと……

という表現があり、どのような言分も聞入れている大臣の要求でも県を失うような事は聴許し得ない、それは「天下に臨むもの」としての立場においてできない、というのである。県が単に皇室の私的な関与物ではなくて、天下国家の統治者としての天皇の公なる管轄下にあるものであるという認識は、書紀の原史料が記録される時代の段階においても、書紀が編纂される時代の段階にお

いても、播磨なきものとして存在していたことは明らかであると言える。

然りとすれば、このような県に結びついた「御県に坐す神」もまた、天皇家の私的信仰の対象であったとは考え難いことである。県主が祭礼に関与した県の神は、何らかの形で信仰を公に朝廷に取集されていた、その県地域について在地性の豊かな神であると見なければならぬのである。そうならば、県主達が朝廷から氏姓官司制度的な職掌として、新規に任掌されたなどというものはなくて、本来保持していた既存の性格を、極めて実際的な性格の実態として上から公認され、それを活用的に部署づけられたものと見るべきである。そうなるとこのような性格は、もと同じように小国家の君長から始発したと考えられる国造においても、本来的には保有されていたにちがいない性格である。それなのに彼らに関する史料が県主ほどあまり濃厚にはこの祭礼性を物語るらないのは、県主の服属よりは時代的に降り、氏姓古代国家のいわゆる祭政分離なる在り方が進行した時代になってから制度化された彼ら国造においては、県主たちほど顕著にこの性格を表出した史料を伝える素因がなかったからであろうと考えられる。私見を以てすれば、県主的性格を強くもったまま移行的に国造となつて行ったと目される、出雲・紀・美濃・阿蘇・宍粟・対馬などの国造

に、最も強く祭礼性の随伴していることを示す史料が見られるのは、まさしくこの辺の事情を裏書きするものに外なるまいと思われるのである。

第二に、舎人・采女などの中央出仕であるが、これは先にみた④⑪⑫などの史料や、応神紀の日向国諸県君の女の髪長媛貢上の話などで知られるように、定めし少なからぬ例のあったことであろうが、これまた国造族にとってより顕著な職務的要件であったから、国造制の展開した後においては、国造たちにこの部面の働きはとって代られたものかと思われる可能性さえあり、決して県主の特徴的な職能というような位置づけはできないのである。

第三には、伴造的職能の問題で、これこそ本項にとっても最も重要な論域となるわけであり、佐伯氏の着目論証され、井上博士が更に強調された鴨県主の殿部・水部、直木氏が追論列挙された猛田県主の水部、三野県主の殿部、高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布各県主の膳部、吉備諸県主の膳部、更に追加し得るかもしれないとして本稿であげた志紀県主の(木)工部などの存在により、阿部教授も「令制に継承せられた品部・雑戸―伴部の組織が大化前代既に組織されていた」(伴造・伴部考『日本古代史論集』上所収)と考定しておられる如く、これらと令制伴部との関係から、県主が姓氏時代の伴造としての諸役割を職掌としていたことを推

察することは、決して困難なことではない。これに拙著で言及しておいた、諸県神社の神戸の率領や、⑦の語る三島県主の献上屯倉の管理というような場合を想定するとすれば、彼らのこの職能の性格は、一層濃厚な意味を持つて来ることになるわけである。

ところで、これを国造の場合においてみられるものと比較すると、阿波国造が忌部・佐伯部、那珂国造が宇治部・壬生部、下海上国造が他田部、千葉国造・意岐国造が大私部、若狭国造が膳部・稚桜部、伊豆国造が日下部、針間国造・伊予国造・安芸国造が佐伯部、伊賀国造が健部、相模国造が漆部、阿尺国造・印波国造が丈部、仲県国造が三使部などのそれぞれ伴造であり、いわゆる名代・子代の伴造である場合が最も多いのに対し、県主にはいわゆる名代・子代というような部に関係する伴造の職務がほとんど無いのである。名代・子代の部が、旧来伝統的に考えられて来たような皇室私有の民であるとすれば別であるが、近年関見教授の研究(大化前代の皇室私有民『日本経済史大系』第一巻所収。など)を旗頭に論ぜられるように、御名代・御子代の伴として豪族子弟などの出任する財源を生み出す部であるという考え方を勘案、それに立脚し、併せて各国造が管轄域内設置の屯倉の管理者である点を思うならば、国造の担っている伴造の性格は、広く姓氏古代國家の全地方にわたって、居住の地域に対する地縁的在地性が強く、

県主のそれは正しく朝廷の内部に關与する機構的中央性が強いと言える。確かに、国造の伴造性が外的で広いのに對て、県主の伴造性は內的で狭いということは間違いない処であると考えられる。

然らば狭い県主は、言われるような「大王の家政機関即ち内廷」に直接すると限定せられるべきものであろうか。私には必ずしもそうであるとは思われないのである。おもうに国造制は、伴造制との關係によって展開したものである。即ち、よく行われているように伴造制を(一)宮内官的系統のものと、(二)生産技術的系統のものとの二つに分けると、その後者が、朝鮮半島との交渉によって刺戟をうけ、彼の地の制度的整備に倣う趨勢のもとに制度化され發達したものであると考えられる。したがって、国造に先行する性格を持つ県主は、おそらく前者の伴造制と相關々係を持つことが自然であろうと思う。そうならば、前者(一)の宮内官的系統のものは、大和國家が國家形態を持ったその初期の段階から存在したにちがいないと考える私の立場では、その國家初期の段階から後世伴造として位置づけられるところの役割を果した県主が、伴造制下で、宮内官的系統の場に在ったと考えるのは、考察の自然の帰結である。とは言え、大和國家の氏姓官司機構を次第に拡大して行く過程において、これら宮内官的立場の伴造が、いつまでも単なる「大王家の家政機関」なるものの範疇に止まっていたので

あろうか。私は否と考えるのである。

当初からの家政機関的な役割をもなお果たしてはいたのであろうが、次第に国政全体に關与する朝廷機構のいわば外廷的な部分の仕事をも果たす様に、進展拡大した立場をとるようになって来たものと考えるのである。そうでなければやがて来る飛鳥時代の朝廷の運営などは成り立たなかつたことであらう。したがって、県主伴造の担っていた宮内官系統の役割は、律令体制のもとでは、主として宮内省と其の管下に移行するのであるが、その宮内省關係の仕事は、天皇と密接していることは言うまでもないにも関わらず、彼の後宮職員が卓越して皇室の私的な部分を担うのに比べ、對照的に、國家全体の問題との關係において生ずる、君主としての天皇の公的な役割に伴なわれる部面の職務を管掌するといふ性格を、極めて強く伴なう事になるのである。

このように、宮内省系伴部に仕出す県主族の多い実情は、あたかも律令制移行以前の県主たちが、宮内官系の部に密接に關与した伴造の職能を所持したことを裏書きするものであらうと考えられるが、大化の改変を俟つまでもなく、県主は既にその県主としての制度性を失い、その担っていた伴造性のみを保っていた場合が多いのである。それは直木氏をはじめ諸先学も指摘したように、すでに県主の名を姓としてさえも失っていて、只管の伴造と

しての性質を示す伴造的名称のみを氏姓などに伝えていた県主族の多かったことから知る事ができる。律令制下姓の性格の変化によって、改めて県主の名を旧姓であるからとして蘇らせようとした例のすくなくなかったことが、この辺の事情を側面から物語っていると思われる。

要するに宮内官系の伴造としての歴史を負っていたということこそ、県主伴造の特徴的性格が最も良く窺取できるが、それは県主が大和氏姓国家の政局に登場した時期的な早さに由来するものと考えられるのである。

三、県主の直轄領々主性

県が朝廷の直領地としての性格をもつものであり、したがって県主はその領主的管理者であるとする説は、近世の代表的な学者の一人本居宣長以来の説である。本居は、『古事記伝』の成務記本文「大県小県之県主」という語を解説するためにつけた『伝』において、詳しく見解を述べているが、その中で、「県主は、倭国内なるを始め、国々に在る県を掌れる者の号なり、（此ノ県は、上に云る如く、朝廷の御料の県なり、下略）」とのべ、更に、「書紀神武ノ巻に、給弟狛猛田邑、因為猛田県主（こは倭ノ国十市ノ郡なる、猛田にて其ノ邑を賜ひて其処にある御県の司とし賜へるなり、同じ猛田の

内に、御県の地と、此ノ人に賜へる地とあるなり、此ノ文に依て、県主と云は、たゞ其地を領ける者ぞと勿思ひまかへそ」と、わざわざ注意を書き加えているのである。彼の県主観が、この一途に徹底していたことは明白であろう。

そしてほぼこれと同類に属する学説が、『職官志』『姓序考』などにも見られることは普ねく知られる通りである。しかし一方中国史書の記載なども勘案した上で、成務記の記述から、県を国造の支配する国の下級行政区画であると見る立場もあって、近代に入っはむしろこの方が優勢な学説となり、この辺の問題を総合的に研究し体系づけられた太田亮博士説などに代表される。この傾向の研究は戦後にもうけつがれて来たのである。

戦後における国・県問題研究の第一人者である井上光貞博士も、右の二つの立場の説に中田薫博士の県に関するアガタ・コホリ二類説を第三説として加えてそれに評価を与えられながらも、その論拠を鋭く批判し、県を国の下級組織である地方制度区分であることを論定せられたのである。博士は、

三説を通観するに、第一説は論拠薄弱であるとおもう。県は……遠く九州に及んでその数もおびたゞしいのであるが、これをことごとく直領地・菜園となすのは不自然であり、又屯倉との別如何という解きがたき問題も起ってくるからである。そこで県にかくのごとき意味を附したいならば、これを一部に限定しようとする第三説はさすがに一

家言といふべきである。しかし改めて中田博士の解釈を見ると、古典の記載が果して博士の述べることと判然二類に分ち得るか否かは疑うべき余地があるようである……。博士の解釈は一見巧妙ではあるが、しばしば実例に違反し、結局第二説が一番自然なものであるまいか。

(『国造制の成立』『史学雑誌』六〇の一)

と述べて居られる。だから、県主を国造の下に属した地方支配者と見る国県制の根本的骨組みをも含め多くの点で、井上説に批判的立場をとる上田正昭氏も、県の地域的分布が屯倉経営と密接な関連があることを認め、そのすぐれた県主諸研究を通じて、井上博士が中田説を尊重されたのと似た味わいを見せつつ、この県主の地域領主としての本性については、殆んど太田博士までの説と相違の無い立場をとられたのであった。

ところが、本稿の第一項において見た井上博士の論は、引用させて頂いた限りにおいても明らかな通り、「県主はもともと朝廷の直轄地の首長である」という表現をとられ、他にも数回にわたって同趣旨の叙述をして居られるのである。いうまでもなく、もしもこの「直轄地」の語義が、

大和朝廷の支配力がまだ全般に行亘っていない古代日本列島の中で、朝廷の政治支配下に属していた地域。

などというふうなものであるとすれば、格別問題はないのであるが、博士は前掲の論の「むすび」の引用部分において、「律令制

の導入による地方制度の大変革によって、地方官としての権限を全く失い、その支配する県の直轄領としての性質は一掃された。

従って、国家がこの県に対して有していた領主権は失われ、カモ県主の支配はただ神社周辺の社地に限られた。」という表現によつて、カモ県主の勢力変移を論ぜられるのであるから、カモ県主が大化以前に県主であった段階に地方官としてこの県に対して保持した支配権というものは、同家がこの県に対して持っていた領主権と同体のものであったということになり、しかも律令制の導入で失われたという国家の支配権は、その後代に代つて来た土地公有主義と言えるであろう律令国家の支配権とは、ちがった性格のものであることになるから、敢て表現すれば「国家による私有支配権」とでもいふべきものになるかと思われる。そう言えば博士は、同じ「むすび」の本稿第一項では引用しなかつた部分で、

県はもと／＼朝廷の直轄領であつて、この直轄領に系譜を引く県に広範に国県制が実施されても、その直轄領としての性質を保持していたであろう。しからば直轄領とは何であろうか。これを構造的にいえば、大和政権の内廷に直結したものであつて(国造は外廷的なものにと結びつくであろう)、王の家政に必要な物資と労働の基礎であつた。

と言つて居られるのであつて、律令制導入によつて失われた、博士の言われる「直轄領」という県の性質は、「王(天皇)の内廷の所領」という性質以外のものではなかつたということになること

が知られるのである。

ここで博士は、若干性格を異にしている二種類の県を考えて居られる。即ち、もともと「朝廷の直轄領であつた県」と、「広範圏に国県制が実施され」てからの県とである。井上博士は「国造制の成立」を発表されて後に、「県主」を長官とする前期県と、「稱置」を長官とする後期県との二つがあると考える旨（「国県制の存否について」『古代文化』五の四）を表明して居られるから、ここでいう直轄領としてのもともとの県とはその「前期県」のこと、国県制が実施されてからの県とはその「後期県」のことを意味されるものと理解されるが、県をそのように二つに分けて見ても、「前期県」はもともとの「直轄領」であり、「後期県」も「直轄領としての性質を保持していた」というのであるから、いずれにして「王の内廷の所領」であるとして「県」を把握される博士の立場は確かなようである。ただ「国県制の存在について」に更に手を加え表現をととのえられた論中では、

県にはやはり二つの種類があつたとみるべきであろう。その一つは、県主のおかれた県であるが、この種の県は、起源も古く、少なくとも七世紀には、大和朝廷の直領地であつた。この種の典型的なものとして、山城のカモ県主をあげることができるだろう。（中略）もう一つの形態は、稱置のおかれた県であるが、これは、国造の国の下級機関としてたてられた制度であろう。（『日本古代国家の研究』第Ⅱ部第一章所収）

として居られるので、この引用部分の表現の限りでは、果して、稱置支配の後期県も直領地であると見て居られるのか否か決定的な判断を下すことには懸念もあるが、博士のように緻密な学者に論旨分裂があるとは考えられないから、やはり博士は、後期の稱置の県になつても、王の内廷の所領という性質を保持してはいるもの、と見られるものであろう。

直木氏も亦先に引用した通り、「県主は単に天皇の直領地の管理者という関係で皇室につながっていたのではなく云々」とされるのであるから、県主の直領地管理は既定の事実であると把握しておられる模様がわかる。ただ氏においては、県主の支配する県が全域直領地なのか、県の域内に若干の直領地が含まれていて、県主はその管理もやっていると、いう意味なのか、県の中に直領地と非直領地の二類あり、したがって直領管理者である県主とそうでない県主とがあるという御考えなのかについては、必ずしも外から一方的に単純に判断することはできないというのが、文章表現上の姿である。

然らば、この問題について私はどう考えるかを次にのべたい。私は若年の頃から県は国の下にあり、或る種の地方行政区劃であると考えて来た。それは漠然と、県という漢字の持つ一般的原義を全然無視して日本語に採用されるというようなことはあるまい

と考えたこと、祝詞などで特に名を表わす倭六県の如きは、一般の県に比べ特殊な存在であるからこそ、六県だけが別扱いをうけているので、この六県が皇室御料地の色彩が強いからと言って、一般の他の県にも御料地の性格があるとは言えず、むしろこの性格の故に六県が特殊づけられているのは、それだけ他の一般の県にはこの性格が伴われないことを裏書きしているのではなからうかと考えたこと、などの極めて幼稚な疑問と独り合点にすぎなかったけれども、「国造制の成立」で井上博士の明快な論致に接してからは、私は理論的な支柱をも得てこの考えを強めたものである。しかし県・県主の分布が或る範囲内に限られていること、七世紀初頭などという頃に国造・県主が併存したことを明示するような顕著な史料が無いことなどから、大化に近い頃まで県の行政的意義が生きていたと見て果して不都合が無いのだろうか否かなどについて、少なからぬ惑いを抱いたものであった。その年来の愚考に、上田氏の国県制に関する諸研究は同感する処が多く、大きな支えとなった。

即ち、県は大和國家の前期の、国はその後期の地方行政区画であるという、時間的な前後性による国県の位置づけをかなり確かなものとする事ができたのである。ただ私は、国造の国というもの、先行した県を幾つか整然としてまとめてつくられたとか、

県の旧制から国の新制に一斉に切換えられたとかというものはなく、県の存在はそのままあつた上に新たにその時代の推移に合致した規模で国造国が置かれたものであると考えたので、国県併存の時代があつたと把握することとなり、県前国後を明確にする上田氏の説ともその点幾らか違うものとなつた。そのわけは、国造国は、本来県主の県であつたものがほぼそのままの性質で国とされたものなども若干は有らうと考える(それは上田説のように県制から国制へという移行法則に合致した型のものである。)が、それは稀で、多くは幾つかの県主領(即ち県)を含む程度の広さの一地域に、然るべき勢力が国造とされているというのが、国造国のでき上がる一般的な形であると考えたからである。したがって既に県主領の存在した処では広域支配の国と、その中で狭域を支配していた県とが暫く併存したであろうし、それまで県は未だ無かつた新支配地域には国のみが単層で設けられたであろうという、幾種かの形態を考えたからである。それ故私は、国造国が数県を含んでいる場合でも、その国域にはどの県の領域でもない非県区域もあるのが普通であつたと考えるのである。

そうなれば、国造国は氏姓國家が支配する地域を、令制下の国郡の如き整然さはもちろん持たないにしても、原則的に全版圖を間隙なく劃定するという傾向性を持っていたのに対し、県は自己

中心の一つ一つの地域まとまりであって、自然に隣の県と境を接するものもあつたろうが、県と県との間に何れの支配とも関係のない空間地帯があることも有り得たであらう。ところで、そうであれば県は直轄領で、非県地帯は非直領即ち支配下にはあるが直接朝廷の支配する領域に属さない土地であるという事態も、国県制下では格別矛盾なく成立し得る如くである。すなわち井上博士のいわれる後期県の時代であれば、県が直轄領であつたとする考へは理論上おかしくないようではある。しかし博士が確実性ある直領地と目されるのは前期県の方であり、しかも博士の言われるところは、「県はもともと朝廷の直轄領であつて」「県主はもともと朝廷の直轄地の首長」であると表現されることを思えば、まだ「広範囲に国県制が実施され」ない以前の県（思うに博士の「前期県」とはこれであらうこと前述の通りである）が、そのように「直轄領」であり、しかも「直轄領」とは右に見た様に「王の内廷の所領」であるとしたら、我々のとらえる県制下の大和国家には皇室私領的な内廷領のみあつて、国家公領としての外廷領なるものは無くなつてしまふことになるのである。

いうまでもなく、博士の持論では、国県の制度は上下同時に実施されたことになるのであるから、広範囲の国県制実施以前にも、狭範囲の国県制はあつたとされるのかもしれないが、その狭

い国県実施範囲内のたかが知れた国領（非県領）のみが外廷領であり、しかもその中に屯倉などが設定されているのであれば、外廷領なる公領範囲域は一層狭小なものとなつてしまふ。次第に整備拡充の著しくなる氏姓官司機構や、度々の大がかりな外征軍、更に辺境開拓制圧関係事業などに必要な経費を賄うのに、そのよくな狭小なものとなる理窟の外廷領からの収入で果たして充分であつたのだろうか疑いなきを得ない。「内廷費をそれに充用したから充分であつた。」というような考えがあるとすれば、氏姓古代国家の国事はすべて天皇家の私事と区別がないことになつて、内廷・外廷などの区別は實質的に意味を持たなくなることは勿論、形式的にさえ然る区分は困難になる。せいぜい傾向性をとらえての言葉の遊戯にすぎないこととなつてしまふであらう。

私は、県主の支配する県は全体が一つの内廷直轄領というわけではなく、県の中に、屯倉・屯田などというに當る直轄領が含まれている場合があり、そういう場合には県主がその直轄領の管理をするのが普通であつたと考えるのである。したがつて先に固定的解釈を保留した直木氏の論も、三通りに解釈できる中の仮に第二・第三の場合の意味であるとすれば、私見はそれと概ね一致することになるのである。そしてこのような意味の直轄領管理権の行使ならば、国造国と重層の關係に位置するようになってか

らの県の県主においても当然なしうるところであり、或いは、恐らく六世紀初期までには確立すると考えられる国造国単層化の実態下の県主族の族長においても充分可能なことであつたに違いないと考えられるのである。

そのように県主の支配する県の中に直轄領が含まれていたとすれば、それは、国造の支配する国の中に直轄領が数多く含まれていた形と同じであるから、特に国造を外廷的、県主を内廷的と区別すべき必要は此の点からも全く無くなってしまうのである。とはいっても、早期から領有されていた県制以来の県の中の直轄地と、一時代遅れて拡張された国造国支配国内の遅れて領有されることとなつた直轄領とは、天皇家(整つて来た)氏族官司機構の中で、井上博士の言葉(借りれば)内廷であろう)との親近性において、比較にならない強弱があつたことであろう。その親近性の尤なるものが倭六県の直轄地で、問題のカモ県内の直領地などもそれに準じて密接な関係を持ったものに違いない。そのことが、諸先学に見たよう(な)すぐれた研究を生み出させる素因となつた諸史料を、令制下に亘つてまで豊富にのこしている理由なのである。

ここで井上博士の後期県の長官は「稲置」であるという論を併せて考えると、このカモ県についても倭六県についても、一つとして「鴨県稲置」とか「鴨稲置」とか「六県稲置」とかという

ものが出て来ないのである。大化詔の中に出て来る「県稲置」という特異の一例以外に、積極的に大化頃に県と稲置をむすびつけたような史料は無いのである。稲置はやはり県主と比べれば一段下に位置する勢力であると考へざるを得ない。例の隋書の「伊尼翼(冀)」を里長に当ているのがその有力な一史料であることは、古来論者の指摘し続けるところであつて、私もこの比定は充分に考慮に値すると考へるものである。

井上博士の説は、里長説をとられる学者の一人である曾我部静雄博士の説を批判して、隋書は「稲置は八十戸を管する」ものとするが、それでは曾我部博士自身の「大化前代の一里は三十戸よりなる」とする説と矛盾し、自分(井上博士)の「律令制形成初期の『里』は三十戸であつたであろうと考へている」のとも合わない、と否定し、その八十戸という数字が誤りで、実は稲置の支配下の県の戸数としては、八十戸よりはもっと多い数字が挙げられるべきである、というのである。それ故に、数年に亘つて曾我部博士の講筵に列し、特に濃厚にその教をうけた私の考へなどは、今更表明するまでもなく、曾我部説に含まれて未然のうち(に)否定済の処置をうけているということにもなりかねないのであるけれども、敢えて私見の要点を言うならば次の如くである。

隋書が、県の長に当るものを「里長」に比定し、もっと多い戸

数を「八十戸」と挙示した、という、ダブル・ミスを犯している
と見得ると同じ確率で、「八十戸」の戸数と、一軍尼に属する
「十伊尼冀」という教とを共に誤られる可能性があると言えるわ
けであり、何れかと言えば、「里長」という官職名よりは、「八
十」とか「十」とかという数字の方がより誤られ易いとすべきで
あるかと考える。そして「八十戸」は井上説のように本来の戸数
より少く誤ったものという場合があるのと同じ程度に、実際より
多い戸数に誤っているという場合もあり得るわけである。もし多
く誤られたもので実際の戸数はもっと少ないものであったとした
ら、里長と伊尼冀との比定は一概に故無きものときめてしまいう
けには行かないであろう。したがって、隋書の記事に誤りありと
して進める論は、厳密に言えば所詮は水かけ論にしかならないの
であるが、「里長」「八十」の二つを誤ると、「八十」「十」
の二つを誤るとの、何れが誤り易いことであろうかという問題
は、大方の御考えをわずらわしてみても良いのではなからうかと
考え、敢てここに提起してみるものである。

こうなると、例の成務記の記載が問題となるわけであるが、
定賜大國小國之國造、亦定賜國々之界、及大泉小泉之界主也。(記)

自今以後、國郡立長、泉邑置首。

國郡立造長、泉邑置稱置。(以前紀)

という古事記の方は県に県主というのであるから先ず問題はない
が、日本書紀の方は、この記述から曾我部博士が「國―國造、県
―県主、邑―稱置」という関係排列を抽出されたのに対し、井上
博士は記紀共に一つの源の旧辭から出た記述であるから、古事記
の県主といっているものが書紀では稱置に当り、國郡に造長、県
邑に稱置、という文章で、「國造」に相對するものは「県稱置」
であるとするのが自然である、と論ぜられるのである。なるほど
文章構成論からする井上説は傾聴に値する卓説であるが、仮りに
文章表現の上ではその通りであるにしても、この記事のような文
章整頓が行われた段階の歴史の実態がどうであったかを考えない
限り、論は因果本末の顛倒を來たし兼ねないのである。

古來、大化紀に「県稱置」とあるのを県の長官であるとする論
は、すべて大化まで県が嚴存していたものとする前提に立って樹
てられたものである。しかるに今、我々は、大化に近い頃には、県主
の支配していたような県制は既に過去のものになっていたのであ
らうという、もう一つの別な前提を設けて考える場を持っているの
であり、もっと正確に言えば、こうした「県・稱置」の文字語句
から、この頃の県制の存否その問題を見究めようとする場を持っ
ているわけなのである。

そのような意味からこの辭句に注目するならば、書紀の編者が

文を為す時はもちろん、その原史料が成立した大化前後の時期から把握された改新前代においては、生きた制度としての県主の県

は既にない実情になっていて、旧県域の中にあつた「稲置の管理

する邑」のみが具体的に問題となる存在であつたのだとは見れないであろうか。それに稲置の語は、まだ県主の語が制度的にも生

きていた時代にも、既に存在していたと考えられるに到つては、

曾て県主よりも低い地位にあつた稲置と同じ語を、県主の遺名や遺念がまだ残つていたのであろうこの時期に、その県主の後身(井

上博士の後期県の長官というもの)の名とされるといふことは、

果して如何であろうか。誠に不自然の限りであるとせざるを得ない。思うに以前は県主の陰にかくれていた稲置が、県主の影が制

度の変遷によって薄くなつて来たことによつて、表面に出て来たものであると考えられないであろうか。私はこの稲置こそが、内

廷直轄領の邑とよばれたものの管理者であつたと考えるものである。もちろん県の中にある邑の管理者であるから、県主一族の中

でこの職に就く例も多かつたであろうし、国造制が充実して来て、県主制が衰退してからは、県主族の宗主さえも旧領域内の邑につ

いてこの稲置の職に就くことも少なくなつたであろうと思われる。だから大化紀に見える「県稲置」とは、もっと詳しく解釈的

に言うならば「旧県内の邑の稲置」という意味なのではないか、

というのが、現在到達している私の考え方である。

おわりに

国造が外廷的なのに対し、県主が内廷的であるというところえ方は、氏姓古代の伴造制を機能的に区分しそれに関連させて兩者を見る場合の位置づけとして、全く当てないといふわけではない。否、興味ある区分論たり得る傾向性さえ秘めている。しかし、地域領主としての県主の性格について、それを單純にこの内廷的性格を以て割り切ることは、極めて危険な論定であるといわなければならぬと思う。そして多少認められる兩者の伴造としてのこの性格差は、歴史の時代的發展過程から見れば、県主と国造との制度機構の成立した前後性に基く相異とすべきものであつて、大和國家の政治支配機構の中で、県主の成立が早期にあつたと把握することこそが、県主の職掌の職能的性格を通して、その本性によりよく迫り得る方途であると言ふべきである。

もちろん井上博士にも「少なくとも畿内の県主は、畿外の国造が朝廷に直結したのとは異なつて、朝廷の内廷に結ばれ、その下部構造をなしていた」(『日本古代國家の研究序章』)という風な、やや後退した論調の後説があるので、県主内廷直結論を、畿内県主内廷直結論に切換えて、矛盾を超越しようとして居られるのかもしれない。

(秋田大学教授)

but one of the various forms of classical democracy advocated since the Declaration of Independence.

Retail Trade Areas of the Central Place

—Its distribution and hierarchical structure—

by

Fujio Suhara

Through analysing the retail trade areas of the central place on each rural settlement, this article attempts to explain its minute distribution structure which has been unable to be acquired.

At first, three factors which determine the distribution of retail trade areas of the central place should be as follows; (1) centrality conditions, (2) traffic conditions, and (3) consumers' response conditions. Then the hierarchical structure of distribution, which is found among those trade areas according to various goods that should be formed by these factors, is to be presumed.

The result of the author's investigation into the actual condition at the inland area of eastern Harima 播磨 province in Hyôgo 兵庫 prefecture has brought the real existence of the hierarchical structure of the distribution of retail trade areas which agrees with his presumption, and the close relation between consumers' response conditions and distribution of the trade area of each goods.

Of a So-called Internal Character in Agatanushi's

県主 Official Duty

by

Naokichi Niino

There has been a theory that Agatanushi 県主 was a lord of the land which was directly controlled by the ancient Imperial family and that he was also Tomonomiyatsuko 伴造 who was an agency of the Imperial household management. But in case the Agatanushi's territory is under the Imperial direct control, it follows that there is the Imperial private

territory alone and no state territory in the early period of Yamato 大和 State under the system of Agata 県, and that there is only narrow state territory after the Yamato State under the system of Kuni-Agata 国県; and so it will be difficult to cover the national expenses which keep the developing state organization and national policy.

It is indeed characteristic that he was in relation with internal Tomo 部 as Tomonomiyatsuko, compared with many cases that Kuninomiya-tsuko 国造 served as Tomonomiyatsuko (Tomo of Nashiro 名代 or Koshiro 子代), but this is not necessarily derived from his lordship of the territory under the Imperial direct control.

This article explains that Agatanushi was in charge of management of the directly controlled territory by assuming the post of Inagi 稲置 as a chief of Mura 邑, the territory under Imperial direct control which was set up in his Agata, and that his charge of internal Tomonomiya-tsuko was due to the historical circumstances that he participated in the local control organization of the Yamato Court in the earlier period than Kuninomiya-tsuko and had been in charge of the duty equivalent to so-called Tomonomiyatsuko belonging to the internal officials.